No. 6

平成28年第4回

戸田市議会定例会議案

目 次

| 認定第 | 1号 | 平成27年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について…別冊 | No. | 1-1 |
|------|----|--|-----|-----|
| 認定第 | 2号 | 平成27年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 3号 | 平成27年度戸田市中小企業従業員退職金等福祉共済 事業特別会計歳入歳出決算認定について別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 4号 | 平成27年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 5号 | 平成27年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 6号 | 平成27年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 7号 | 平成27年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算 認定について・・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 8号 | 平成27年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計歳入 歳出決算認定について別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第 | 9号 | 平成27年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第1 | 0号 | 平成27年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第1 | | 平成27年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第1 | 2号 | 平成27年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・別冊 | No. | 1-2 |
| 認定第1 | 3号 | 平成27年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・別冊 | No. | 1-2 |

| 認定第14号 | 平成27年度戸田市水道事業会計決算認定について 別冊 No. 2 |
|--------|---|
| 認定第15号 | 平成27年度戸田市下水道事業会計決算認定について 別冊 No. 2 |
| 報告第15号 | 平成27年度決算における健全化判断比率の報告に ついて1頁 |
| 報告第16号 | 平成27年度戸田市水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について2頁 |
| 報告第17号 | 平成27年度戸田市下水道事業会計決算における資金 不足比率の報告について3頁 |
| 報告第18号 | 平成27年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 報告第19号 | 平成27年度戸田市市民医療センター特別会計継続費 精算報告書の報告について5頁 |
| 報告第20号 | 平成27年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計継続 費精算報告書の報告について6頁 |
| 報告第21号 | 専決処分の承認を求めることについて7頁 |
| 報告第22号 | 専決処分の承認を求めることについて9頁 |
| 議案第80号 | 戸田競艇組合規約の変更について11頁 |
| 議案第81号 | 戸田市男女共同参画推進条例15頁 |
| 議案第82号 | 戸田市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・21頁 |
| 議案第83号 | 戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・22頁 |
| 議案第84号 | 戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

| 議案第85号 | 戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|--------|--|
| 議案第86号 | 戸田市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例48頁 |
| 議案第87号 | 戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用等の公営に関する条例及び戸田市長の選挙 におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正 する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 議案第88号 | 戸田市下水道条例の一部を改正する条例50頁 |
| 議案第89号 | 上戸田地域交流広場整備工事請負契約について52頁 |
| 議案第90号 | 市道路線の認定について55頁 |
| 議案第91号 | 平成27年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について・・・・・・・・・・56頁 |
| 議案第92号 | 平成28年度戸田市一般会計補正予算(第3号) ···· 別冊 No. 8 |
| 議案第93号 | 平成28年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) |
| 議案第94号 | 平成28年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算(第1号) 別冊 No. 8 |
| 議案第95号 | 平成28年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第1号) 別冊 No. 8 |
| 議案第96号 | 平成28年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算(第1号) 別冊 No. 8 |
| 議案第97号 | 平成28年度戸田市水道事業会計補正予算(第1号) ····· 別冊 No. 9 |
| 議案第98号 | 平成28年度戸田市下水道事業会計補正予算(第1号) ····· 別冊 No. 9 |

報告第15号

平成27年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成27年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位:%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|-----------|----------|-----------|
| | - | 3.7 | 54.9 |
| (11.92) | (16.92) | (25.0) | (350.0) |

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

平成28年8月25日提出

報告第16号

平成27年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告に ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第 22条第1項の規定により、平成27年度戸田市水道事業会計決算における資 金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

> (単位:%) 資金不足比率 — (20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

平成28年8月25日提出

報告第17号

平成27年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第 22条第1項の規定により、平成27年度戸田市下水道事業会計決算における 資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

> (単位:%) 資金不足比率 一 (20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

平成28年8月25日提出

平成27年度戸田市一般会計継続費精算報告書の報告について

第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

平成27年度戸田市一般会計継続費精算報告書

| (7) | - | | 一般財源 | 0 | 17, 878, 000 | 0 -17, 878, 000 | 0 |
|-----|-------|--------------|---------------|----|---|--|---|
| 4 | 1 | NA NA | かの街 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 年 の 時 | 定財源 | 地方債 | 0 | 50, 500, 000 | -50, 500, 000 | 0 |
| 권 | | | 国文出金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | Translater 1 | 中型数の次田が額の滞 | 0 | . 68, 378, 000 | -68, 378, 000 | 0 |
| | | | 一般財源 | 0 | 85, 500, 000 | 77, 564, 000 | 163, 064, 000 |
| 纜 | 源内职 | 旗 | その危 | 0 | 556, 500, 000 100, 000, 000 | 857, 500, 000 230, 000, 000 | 330, 000, 000 |
| | 左の財 | 特定財 | 地方债 | 0 | 556, 500, 000 | 857, 500, 000 | 0 1, 414, 000, 000 330, 000, 000 163, 064, 000 |
| 実 | | 2 | 国文出金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 为田哈徽 | 0 | 742, 000, 000 | 59, 686, 000 1, 165, 064, 000 | , 907, 064, 000 |
| | | | 一般財源 | 0 | 103, 378, 000 | 59, 686, 000 1 | 0 1, 414, 000, 000 330, 000, 000 163, 064, 000 1, 907, 064, 000 |
| - 1 | 源内积 | 源 | その他 | 0 | 607, 000, 000 100, 000, 000 103, 378, 000 | 807, 000, 000 230, 000, 000 | 330, 000, 000 |
| | 左の財 | 特定財 | 地方像 | 0 | 607, 000, 000 | 807, 000, 000 | 1,414,000,000 |
| * | | | 国原文出金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - | | Az del 966 | 基 十 | 0 | 810, 378, 000 | 1, 096, 686, 000 | 1, 907, 064, 000 |
| | | 年度 | | 25 | 26 | 27 | the the |
| | | 專業名 | | | 上戸田福祉センター | | |
| | | 画 | | | 1社会 | 10000000000000000000000000000000000000 | |
| | | 榖 | | | 3 民生費 | | |

平成28年8月25日提出

黑

H

咪

神

戸田市長

報告第19号

平成27年度戸田市市民医療センター特別会計継続費精算報告書の報告について

第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

中華 統費精算報 繗 一特別会計 民医療センタ 七 七 田 屸 年度、 7 N 松 計

| | | | 緣入金等 | 0 | 0 | 0 | 369 | 369 | | | |
|-------------|-----|------------|----------------|---------------|---------------------------|------------------------|---------------|---------------------------|---|---------------|--------------------|
| - 英 | 源内割 | | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 左の財 | 定 財 源 | 地方债 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 놨 | | 俸 | 国界 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | は金銭をした日 | 十型数CX田 溶物の滞 | 0 | 0 | 0 | 369 | 369 | | | |
| | | 7 | 線入金等 | 7, 335, 000 | 24, 569, 000 | 0 115, 336, 000 | 56, 631 | 0 147, 296, 631 | | | |
| 變 | 源内訳 | 旗 | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | の財 | 运 | 6 | 6 | 定財 | 地方衛 | 93, 000, 000 | 0 1,021,600,000 | 0 | 225, 100, 000 | 0 1, 339, 700, 000 |
| 老 | | 3 | 国文出条 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 100 | 支出资額 | 100, 335, 000 | 569, 000 1, 046, 169, 000 | 115, 336, 000 | 225, 156, 631 | 297, 000 1, 486, 996, 631 | | | |
| | | | 綠入金等 | 7, 335, 000 | 24, | 0 115, 336, 000 | 57, 000 | 0 147, 297, 000 | | | |
| 100 | 源内款 | | 事業収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 6 | 定財 | 地方侦 | 93, 000, 000 | 0 1, 021, 600, 000 | 0 | 225, 100, 000 | 0 1, 339, 700, 000 | | | |
| 4 | | | 国 原文出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | De del tre | 中 | 100, 335, 000 | 1, 046, 169, 000 | 115, 336, 000 | 225, 157, 000 | 1, 486, 997, 000 | | | |
| 承 | | 24 | 25 | 56 | 27 | the | | | | | |
| 秦 张 名 | | | | | | 市民医療 センター 施設整備事業 | | | | | |
| | | 學 | a a | | | 1 終 網 組 費 | | | | | |
| 赖 | | | | 1総務費 | | | | | | | |

平成28年8月25日提出

報告第20号

平成27年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計継続費精算報告書の報告について

第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

報告書 継続費精算 1111111 別会 專業特 市介護老人保健施設 7年度戸田 2 平成

| | | | 繰入金等 | 0 | 242 | 242 |
|-------------|-------|-------------|------------|---------------|-------------------------------|---------------------------|
| 茶 | 原内款 | | 事業収入 | 0 | 0 | 0 |
| | 左の財源内 | 特定財源 | 瓤 | 0 | 0 | 0 |
| 北 | | - | 国本出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 在金融部 十二 | 年割額と文田済額の差 | 0 | 242 | 242 |
| | | | 繰入金等 | 8, 369, 000 | 30, 434, 758 | 38, 803, 758 |
| 變 | 黨 内 款 | 源 | 事業収入 | 0 | 0 | 0 |
| | 左の財 | 特定財 | 地方僚 | 122, 500, 000 | 0 1,809,700,000 | 0 1, 932, 200, 000 |
| 寒 | | | 国文出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1 | 及田姿劉 | 130, 869, 000 | 30, 435, 000 1, 840, 134, 758 | 804, 000 1, 971, 003, 758 |
| | | | 繰入金等 | 8, 369, 000 | 30, 435, 000 | 38, 804, 000 |
| | 旗内款 | 1000 | 事業収入 | 0 | 0 | 0 |
| ita : | この財 | 特定財 | 地方儀 | 122, 500, 000 | 0 1, 809, 700, 000 | 0 1, 932, 200, 000 |
| 3H | | | 国 県文出金 | 0 | 0 | 0 |
| | | Arc delight | 中雪 | 130, 869, 000 | 1, 840, 135, 600 | 1, 971, 004, 000 |
| | | 年度 | | 26 | 27 | rita |
| 華 紫 谷 | | | | | 介護老人保健 施設整備事業 | |
| | | 道 | | | 1施設 管理費 | |
| | | 赖 | | | 1総務費 | |

平成28年8月25日提出

戸田市長 神 保 国

男

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

調停の申立て等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179 条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に よりこれを報告し、承認を求める。

平成28年8月25日提出

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

調停の申立て等について

- 1 調停の申立ての相手方
 - (1) 住 所 (略) 氏 名 (略)
 - (2) 住 所 (略) 氏 名 (略)
 - (3) 住 所 (略)氏 名 (略)
 - (4) 住 所 (略)氏 名 (略)
- 2 申立ての趣旨

故 (略) 氏の法定相続人である相手方に対し、次の市有地の明渡し及び 当該市有地に存する建物収去を求める。

所在(略)地積(略)建物(略)

3 申立ての理由

平成28年6月27日議決第79号に基づく調停の申立てに係る相手方が 占有している市有地及び建物について、当該相手方以外の法定相続人の存在 が明らかとなったため、調停手続により解決を図るものである。

- 4 申立て後の方針等
 - (1) 代理人弁護士を選任し、調停を遂行する。
 - (2) この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。
 - (3) この調停において目的を達することができないときは、本案訴訟を提起することができる。

平成28年8月17日

報告第22号

専決処分の承認を求めることについて

調停の申立て等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179 条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に よりこれを報告し、承認を求める。

平成28年8月25日提出

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

調停の申立て等について

1 調停の申立ての相手方

住 所

(略)

氏 名

(略)

(略)

2 申立ての趣旨

相手方に対し、相手方が占有している次の市有地に存する建物からの退去を求める。

所 在

(略)

建物

(略)

3 申立ての理由

平成28年6月27日議決第79号に基づく調停の申立てに係る建物について、相手方が占有していることが明らかとなったため、調停手続により解決を図るものである。

- 4 申立て後の方針等
 - (1) 代理人弁護士を選任し、調停を遂行する。
 - (2) この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。
 - (3) この調停において目的を達することができないときは、本案訴訟を提起することができる。

平成28年8月17日

議案第80号

戸田競艇組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、戸田競艇組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年8月25日提出

別紙

戸田競艇組合規約の一部を変更する規約

戸田競艇組合規約(昭和29年指令地収第705号)の一部を次のように変 更する。

題名を次のように改める。

戸田競艇企業団規約

第1条の見出し中「組合」を「企業団」に改め、同条中「この組合は戸田競 艇組合」を「この企業団は、戸田競艇企業団(以下「企業団」という。)」に改 める。

第2条の見出し中「組合の」を「企業団を」に改め、同条中「この組合は左の」を「企業団は、次の」に、「以て」を「もって」に改める。

第3条の見出し中「組合」を「企業団」に改め、同条中「この組合は左の」を「企業団は、次の」に改め、同条第1号中「を実施するに必要なる」を「の実施に必要となる」に改め、「之が」を削り、「並に」を「並びに」に改め、同条第2号中「舟艇エンヂン」を「ボート及びモーター」に改め、「並に運営」を削り、同条第3号中「モーターボート競走法」の次に「(昭和26年法律第242号)」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第4号中「実施に必要なる」を「の実施に必要となる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第3条の2 企業団は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条 第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2 項の規定に基づき、同法の規定の全部を適用する。

第4条の見出し中「組合事務所」を「企業団の事務所」に改め、同条中「この組合事務所」を「企業団の事務所」に改める。

「第2章 組合の議会」を「第2章 企業団の議会」に改める。

第5条の見出し中「議員」を「企業団議員」に改め、同条第1項中「組合」を「企業団」に、「「議員」を「「企業団議員」に、「30人」を「、30人」に改め、同条第2項中「議員は関係市議会に於て」を「企業団議員は、関係市の議会において」に、「以て」を「もって」に改め、同条第3項中「組合の議員の数は左の通り」を「規定により互選する企業団議員の数は、次のとおり」に改める。

第6条の見出し中「議員」を「企業団議員」に改め、同条第1項中「組合の

議員」を「企業団議員」に、「4ヶ年」を「、4年」に改め、同条第2項中「組合の議員が各地方公共団体の長又は当該」を「企業団議員が関係市の」に、「同時に組合の議員」を「、同時に企業団議員」に改める。

第7条の見出し中「議員」を「企業団議員」に改め、同条第1項中「組合の 議員」を「企業団議員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により選出された補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。 第8条の見出しを「(企業長及び副企業長)」に改め、同条中「組合」を「企 業団」に、「管理者及び副管理者」を「企業長及び副企業長」に改める。

第9条の見出し中「管理者及び副管理者」を「企業長及び副企業長」に改め、 同条第1項中「この組合の管理者」を「企業団の企業長」に、「副管理者」を「副 企業長」に改め、同条第2項中「管理者」を「企業長」に、「副管理者」を「副 企業長」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「管理者及び副管理者」を「企業長及び副企業 長」に改める。

第11条の見出しを「(補助職員)」に改め、同条第1項中「この組合」を「企業団」に、「事務局を設け事務局長1人、職員若干人」を「職員」に改め、同条第2項中「管理者」を「、企業長」に改める。

第12条第1項中「組合」を「企業団」に改め、同条第2項中「管理者が組合」を「、企業長が企業団」に、「議員」を「企業団議員」に改め、同条第3項中「2年」を「、2年」に改め、同条第4項中「組合の議員」を「企業団議員」に、「委員が当該議員」を「監査委員が企業団議員」に改める。

第13条を削る。

「第4章 組合の経費の支弁の方法」を「第4章 企業団の経費の支弁の方法」に改める。

第14条の見出し中「組合」を「企業団」に改め、同条第1項中「組合」を「企業団」に、「第3条」を「、第3条」に、「以て」を「もって」に改め、同条第2項中「関係市」を「、関係市」に、「以て」を「もって」に、「その分賦率は平等割」を「、その分賦率は、平等割」に改め、第4章中同条を第13条とする。

第15条の見出し中「利益、剰余金」を「利益金及び剰余金」に改め、同条中「、剰余金」を「及び剰余金」に、「左の」を「、次の」に改め、同条を第14条とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規約の施行の際、現に戸田競艇組合の議会の議員、職員又は監査委員 で別に辞令を発せられない者は、この規約の施行の日において、引き続き戸 田競艇企業団の議会の議員、職員又は監査委員に在任するものとする。

議案第81号

戸田市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策 (第8条-第14条)

第3章 戸田市男女共同参画推進委員会等(第15条-第21条)

第4章 雑則 (第22条)

附則

戸田市は、豊かな自然に恵まれ、交通の利便性が高いことから、若い世代も多く、子育て支援や教育の取組を積極的に進めてきた背景があります。一方、転出入が激しいゆえに地域のコミュニティが活性化しにくいという面も有しています。男女共同参画の推進に当たっては、戸田市の基本となる計画を平成元年に初めて策定し、現在も「戸田市男女共同参画計画~とだ あんさんぶるプラン~」に基づいて様々な施策に取り組んでいます。

「日本国憲法」は、個人の尊重と法の下の平等を保障しています。国においては、国際連合で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を受けて、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」を制定するなど、男女平等の実現に向けた取組が着実に進められています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそうした意識に基づいた社会的な慣行は、依然として残っていると言わざるを得ません。近年では、配偶者等への暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権を侵害する行為が社会問題となっていることや、子の養育や家族の介護といった家庭生活と職場や地域などでの社会活動を両立させることといった新たな課題もあり、更なる継続的な取組が必要です。

そのため、誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することで、豊かでいきいきと暮らせるまちとなり、これを次世代につなげていくことが重要です。

よって、戸田市は、男女共同参画社会の実現に向け、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、戸田市 (以下「市」といいます。)、市民や事業者の責務を明らかにするとともに、 市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女共同参画社会を実現すること を目的とします。

(用語の定義)

- 第2条 この条例における用語の意味は、次に定めるとおりとします。
 - (1) 男女共同参画 誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、責任を担い、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいいます。
 - (2) 市民 市内に居住、通勤、通学する者をいいます。
 - (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体や個人をいいます。
 - (4) 配偶者等への暴力 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者や あった者への身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力や子どもを利 用した暴力をいいます。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快、不安にさせる性的な言動 により、その者や周囲の生活環境を害すること、性的な言動に対する相手 方の対応により、その者に不利益を与えることをいいます。
 - (6) 積極的改善措置 性別、性的指向、性自認による格差を是正するため必要な範囲内において、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を 積極的に確保することをいいます。

(基本理念)

- 第3条 市は、次に掲げる事項を基本として、男女共同参画を推進します。
 - (1) 性別、性的指向、性自認による差別的な取扱いや暴力を根絶し、誰もが、個人として尊重されること。
 - (2) 誰もが、性別による固定的な役割分担の意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
 - (3) 誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案や決定に参画する機会が確保されること。
 - (4) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画

社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

- (5) 家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族 の介護その他の家庭生活と職場や地域における活動の調和のとれた生活を 営むことができること。
- (6) 誰もが、性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。
- (7) 国際社会や国内における男女共同参画に関する取組を積極的に理解すること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画を推進する施 策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するとともに、財 政上その他の必要な措置を講じます。
- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たり、市民、事業者、国、他の地方公共団体と連携します。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域 その他の社会のあらゆる分野における活動において男女共同参画を推進する よう努めます。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めます。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において 男女共同参画を推進し、誰もが、家庭生活と職場や地域における活動の調和 のとれた生活を営むことができるよう努めます。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力するよう努めます。

(禁止事項)

- 第7条 誰もが、配偶者等への暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別、性 的指向、性自認による差別的な取扱いその他の性に関する人権侵害を行って はいけません。
- 2 誰もが、情報の発信に当たっては、前項の性に関する人権侵害、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう配慮し

なければいけません。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

- 第8条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため の基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を策定し、これを 公表します。
- 2 市は、男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条第1項 に規定する戸田市男女共同参画推進委員会の意見を聴きます。
- 3 市は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく男女共同参画に関する施策の 実施状況を公表します。

(調査研究と広報や啓発)

- 第9条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究、情報の収集に努めます。
- 2 市は、市民や事業者が男女共同参画についての理解を深めるよう、広報や 啓発を行います。

(教育に対する支援)

- 第10条 市は、男女共同参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われるよう、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育に携わる者を支援します。 (家庭生活と社会活動の調和)
- 第11条 市は、市民が子の養育、家族の介護その他の家庭生活と職場や地域 における活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実 現できるよう努めます。

(災害等への対応における配慮)

第12条 市は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含みます。)に おいては、性別による視点に十分配慮するよう努めます。

(積極的改善措置)

第13条 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認めるときや性別、性的指向、性自認により参画する機会に不均衡が生じると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めます。

(拠点の整備)

第14条 市は、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点の整備に努めます。

第3章 戸田市男女共同参画推進委員会等

(推進委員会)

- 第15条 男女共同参画の推進について調査、審議をするため、戸田市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。
- 2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査、審議をします。
 - (1) 男女共同参画の推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画計画に関すること。
 - (3) その他男女共同参画の推進について必要な事項
- 3 推進委員会は、男女共同参画の推進に必要があると認める事項について市長に意見を述べることができます。

(組織)

- 第16条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織します。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱、任命をします。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 組織、団体等の推薦者
 - (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の選任に当たっては、委員の性別の比率が、男女共同参画計画に基づ く比率となるよう努めます。

(任期)

- 第17条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 委員は、再任されることができます。
 (委員長と副委員長)
- 第18条 推進委員会に委員長と副委員長を置きます。
- 2 委員長と副委員長は、委員の互選により決定します。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表します。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときや委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第19条 推進委員会の会議(以下「会議」といいます。)は、委員長が招集し、その議長となります。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席 を求めること、意見を聴くこと、資料の提出を求めることができます。 (庶務)
- 第20条 推進委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理します。 (苦情申立て)
- 第21条 市民や事業者は、市長に対し、市が関与する男女共同参画に関する 施策について苦情を申し立てることができます。
- 2 市長は、前項の規定による苦情の申立てがあったときは、必要に応じ推進 委員会の意見を聴いて、処理します。
- 3 市長は、第1項に規定する苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立て た者に関する情報を保護するとともに、公平かつ適切に行います。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行します。 (戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正します。

第2条中第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加えます。

(60) 男女共同参画推進委員会委員

別表第1中60の項を61の項とし、59の項の次に次のように加えます。

| 6 0 | 男女共同参画推進委員会 | 委員長 | 日額 | 12,000 |
|-----|-------------|------|----|--------|
| | | 副委員長 | | 11,500 |
| | | 委員 | | 11,000 |

平成28年8月25日提出

議案第82号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27 年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

9 市長 延長保育事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中13の項を14の項とし、9の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

| 9 市長 | 延長保育事業に関する事務で | 生活保護関係情報で |
|------|---------------|-----------|
| | あって規則で定めるもの | あって規則で定める |
| | | もの |
| | | 地方税関係情報で |
| | | あって規則で定める |
| | | もの |

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (準備行為)
- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

平成28年8月25日提出

議案第83号

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)」 を

「 第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針(第59条の2)

第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59条の4)

第3節 設備に関する基準 (第59条の5)

第4節 運営に関する基準 (第59条の6-第59条の20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に 関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準 (第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準 (第59条の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準 (第59条の27-第59条の38) に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条 の29」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第45条中「利用者が」の次に「尊厳を保持し、」を加える。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指 定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合にお いても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その 有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持 又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身 体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指 定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の 提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同

じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、 第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護 職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指 定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退 を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所 介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業 に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事 業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満た

すことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことが できる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、 相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な 設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等 を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とす ること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
 - (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るも

のとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第 1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型 通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関す る基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の 提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービ ス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他 の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければな らない。

(利用料等の受領)

- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指 定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の 額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額と の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通 所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範 囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サー ビス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)
- 第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪 化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならな い。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所 介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
 - (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
 - (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとす

る。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、 適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

- 第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の 状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該 目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所 介護計画を作成しなければならない。
- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

- 第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密 着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申 込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものと する。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護 事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの とする。

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
 - (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、 当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介 護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的 計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それら を定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓 練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。

(地域との連携等)

- 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住 民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ら なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在 する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を 提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域 密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域 密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、 当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して 採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介 護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わ なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型 通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第 2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び 会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問

介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所 介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運 営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護 (指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん 末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なも のを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入 浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うも のをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する 基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

- 第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」

- という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

- 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当 該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定 療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うため に必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

- 第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通 所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる 利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。 (設備及び備品等)
- 第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。) には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通

所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

- 第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供 できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事 業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければ ならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

- 第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに 当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適 否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、 当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するよう に努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努め

なければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、 利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る 指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
 - (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法 等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
 - (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつ つ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希 望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

- 第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作 成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当 該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第70 条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営

に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、 当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たって は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を 得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、 当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に 従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

- 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を 行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師と ともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」とい う。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めてお かなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその 家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用 できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に 基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対 応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりなが ら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

- 第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護 事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業 務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切

なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する 訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等に ついての情報の共有を十分に行わなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療 養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定療養通所介護の利用定員
 - (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

- 第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備える ため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。
- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、 又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該 緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなけれ ばならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供

を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
 - (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第 20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第 59条の7 (第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から 第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削り、「可能な限り」を「尊厳を保持し、可能な限り」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第70条第6号中「沿って」を「添って」に改める。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、 第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」 を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」 とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の 18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第81条中「利用者が」の次に「尊厳を保持し、」を加える。

第82条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の 次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する 第59条の17第2項」に改める。

第108条を次のように改める。

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「12月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第109条中「利用者が」の次に「尊厳を保持し、」を加える。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」 に改める。

第128条を次のように改める。

(進用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、

第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第129条第1項中「が指定地域密着型特定施設」を「が尊厳を保持し、指 定地域密着型特定施設」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「入所者が」の次に「尊厳を保持し、」を加える。

第151条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を 削り、同条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域 密着型通所介護事業所」を加える。 第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」 に改める。

第177条中「第72条、第76条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条を次のように改める。

(進用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ

るのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年8月25日提出

議案第84号

戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正 する。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、 助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなら ない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定 介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利 用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよ う努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 第44条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の 次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「、第37条」を「及び第37条」に、「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。 第86条中「第38条」の次に「、第39条(第5項を除く。)」を加え、「、 第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防 認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第 39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」と あるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知 症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知 症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊 サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年8月25日提出

議案第85号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る 特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援 法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足 していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各 号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第 2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置さ れる保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の 知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定 する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護 教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第 2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことがで きる。
- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する 小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要と なる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に 応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項 又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等 の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる 保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数 を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録 を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規 定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適

用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される ものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年8月25日提出

議案第86号

戸田市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例 戸田市立介護老人保健施設条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「80人」を「100人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年8月25日提出

議案第87号

戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等 の公営に関する条例及び戸田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関 する条例の一部を改正する条例

(戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の 公営に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市議会議員又は戸田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用 等の公営に関する条例(平成5年条例第20号)の一部を次のように改正す る。

第4条第1号中「60,200円」を「64,500円」に改め、同条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改め、同号ウ中「11,700円」を「12,500円」に改める。

第6条中「60,200円」を「64,500円」に改める。

第9条中「501円99銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(戸田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成21年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年8月25日提出

議案第88号

戸田市下水道条例の一部を改正する条例

戸田市下水道条例(昭和47年条例第21号)の一部を次のように改正する。 第13条第1項中「使用者が排除した汚水の量に応じ、次に定めるところに よる額」を「次の表に掲げる区分により算定した額の合計額」に改め、同項の 表を次のように改める。

| 区分 | 基本使用料 | 従量使用料(1月) | こつき) |
|------------|---------|---------------|----------|
| | (1月につき) | 汚水排除量 | 金額(1立方 |
| | | | メートルにつき) |
| 一般汚水 | 600円 | 1立方メートルから | 11円 |
| | | 10立方メートルまで | |
| | | 11立方メートルから | 22円 |
| | | 20立方メートルまで | |
| | | 21立方メートルから | 76円 |
| | | 50立方メートルまで | |
| | | 51立方メートルから | 96円 |
| | | 100立方メートルまで | |
| | | 101立方メートルから | 106円 |
| | | 200立方メートルまで | |
| | | 201立方メートルから | 132円 |
| | | 500立方メートルまで | |
| | | 501立方メートルから | 150円 |
| | | 1,000立方メートルまで | |
| | | 1,001立方メートルから | 185円 |
| | | 5,000立方メートルまで | |
| | | 5,001立方メートル以上 | 212円 |
| 公衆浴場 汚水 | 汚水排除量1立 | 方メートルにつき | 20円 |

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省

令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により埼玉県知事が 指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除 される汚水をいう。

第13条第4項を次のように改める。

- 4 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は、次の各号に定めるところにより算定した額に、それぞれ100分の108 を乗じて得た額とする。
 - (1) 使用日数が15日以下にあっては、1月分の基本使用料の2分の1に当 該従量使用料を加算した額
 - (2) 使用日数が16日以上にあっては、1月分の基本使用料に当該従量使用料を加算した額

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の戸田市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、施行日から平成29年5月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

平成28年8月25日提出

議案第89号

上戸田地域交流広場整備工事請負契約について

上戸田地域交流広場整備工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事名 上戸田地域交流広場整備工事

2 場 所 戸田市上戸田2丁目18番1外

3 工事内容 旧上戸田福祉センター及び旧上戸田保育園解体工事並びに上 戸田地域交流広場整備等に伴う工事

4 金 額 金168,058,800円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金12,448,800円)

5 工 期 本契約締結日の翌日から 平成29年7月31日まで

6 契約者 さいたま市浦和区北浦和3丁目6番5号 斎藤工業株式会社 代表取締役 斎 藤 恵 介

平成28年8月25日提出

議案第89号参考

上戸田地域交流広場整備工事概要

1 工事概要

- (1) 旧上戸田福祉センター及び旧上戸田保育園解体工事並びに上戸田地域 交流広場整備等に伴う工事
 - ① 旧上戸田福祉センター解体工事
 - ② 旧上戸田保育園解体工事
 - ③ 上戸田地域交流広場整備 (ゲートボールコート2面、防災設備)
 - ④ 上戸田地域交流センター隔地駐車場整備 (30台)
 - ⑤ 上記に伴う電気設備工事及び給排水設備工事

入 札 結果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| 業者 | 省 名 | | | | 数 | 第 1 回 | 摘 要 |
|-----|-----|---|---|-----|----|-------------|-----|
| 斎 | 藤 | 工 | 業 | (株) | 本店 | 155,610,000 | 落札 |
| 中 | 原 | 建 | 設 | (株) | 本店 | 159,800,000 | |
| 吾 | 妻 | 工 | 業 | (株) | 本店 | 辞 退 | |
| (株) | 市 | ケ | 谷 | 組 | 本店 | 辞退 | |
| 和 | 光 | 建 | 設 | (株) | 本店 | 辞 退 | |
| 中 | 島 | 建 | 工 | (株) | 本店 | 無効 | * |

[※] 工事施工実績に係る入札参加資格のない者がした入札のため無効

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

| 設 | | 計 | 金 | | 額 | 1 | 7 | 1, | 1 | 0 | Ο, | 0 | 0 | 0 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|----|---|---|---|---|
| 予 | | 定 | 価 | | 格 | 1 | 7 | 1, | 1 | 0 | Ο, | 0 | 0 | 0 | |
| 調 | 查 | 基 | 準 | 価 | 格 | 1 | 5 | 3, | 9 | 9 | Ο, | 0 | 0 | 0 | *************************************** |

議案第90号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、下記の 市道路線を認定する。

記

| 路線番号 | 起点 | 終点 | 延長 | 幅員 | 摘要 |
|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 市道第 7134 号線 | 大字新曽字柳原 | 大字新曽字柳原 | 81. 02m | 16.00m | 区画整理事業に |
| | 738番1地先 | 664 番地先 | | | よる道路整備 |

平成28年8月25日提出

議案第91号

平成27年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金537,606,114円を、以下のとおり積み立てることについて議会 の議決を求める。

平成27年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

| 当年度末残高 賞本金 第令本金 新金 新土土利金 第分303,004,607 第名7,270,213 有土土利金 議会の議決による処分額 (積立 大工の組入 207,488,908 人工の、488,908 大型の、488,908 処分後残高 中央後接高 大型の、493,515 大型の、493,515 大型の、2207,488,908 処分後残高 上の、後継期、日本・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・ | | | | | (単位 円) |
|--|-------------|----------|------------------|---------------|-----------------|
| 建設改良積立金の 積立自己資本金 9,303,004,607剰余金 557,270,213利益 557,270,213建設改良積立金の 積立 10 <br< th=""><th></th><th></th><th>資本金</th><th></th><th>1</th></br<> | | | 資本金 | | 1 |
| 建設改良積立金の 積立9,303,004,607 0557,270,213 0人 0積立 減債積立金の積立 自己資本金の組入0○自己資本金の組入 自己資本金の組入 9,510,493,515207,488,908 9,510,493,515○○ | | | 自己資本金 | 剰余金 | が一体を |
| 建設改良積立金の 0 0 0 積立 0 0 △ 減債積立金の積立 207,488,908 0 △ 自己資本金の組入 207,488,908 0 △ 9,510,493,515 557,270,213 (機 | 当年度末残高 | | 9, 303, 004, 607 | 557, 270, 213 | 537 606 11A |
| 積立 0 0 減債積立金の積立 0 0 自己資本金の組入 207,488,908 0 9,510,493,515 557,270,213 | | 設改良積立 | | | 177,000,117 |
| 減債積立金の積立 0 0 自己資本金の組入 207,488,908 0 9,510,493,515 557,270,213 | 第一年の一番といってお | 積立 | 0 | 0 | △ 100, 000, 000 |
| 自己資本金の組入 207,488,908 0 9,510,493,515 557,270,213 | 数はい概文により落け組 | 減債積立金の積立 | 0 | 0 | A 207 488 908 |
| 9, 510, 493, 515 557, 270, 213 | | 自己資本金の組入 | 207, 488, 908 | 0 | \ 707 488 000 |
| 9, 510, 493, 515 | 処分後残高 | | | | (繰越利益剰余金) |
| | | | 9, 510, 493, 515 | 557, 270, 213 | 22, 628, 298 |

平成28年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

